

令和8年8月千葉豪雨に係る自費解体・撤去に要する費用の償還に関する要綱

制定 令和8年9月8日

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和8年8月千葉豪雨により千葉市内において被災した損壊家屋等を、自らの費用負担によって解体・撤去（解体又は撤去に付随して行う廃棄物の収集、運搬及び処分を含む。以下「自費解体・撤去」という。）を行うことにより、生活環境保全上の支障を除去した者に対して、民法第697条に基づく事務管理と解して、自費解体・撤去に要した費用の償還（同法第702条第1項又は第2項。以下「費用償還」という。）を行うことに關し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 損壊家屋等 損壊建築物、損壊工作物等及び災害廃棄物等をいう。
- (2) 損壊建築物 令和8年8月千葉豪雨で損壊した千葉市内に存する家屋であつて、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 罹災証明書（災害対策基本法第90条の2に基づき市長が発行する書類。以下同じ。）により被害が証明され、全壊であると判断された建築物
 - イ アに掲げるもののほか、倒壊による危険及び生活環境保全上の支障となることを防止するため、やむを得ず取り壊す必要があると市長が認める建築物
- (3) 損壊工作物等 損壊建築物のある同一敷地内に存する令和8年8月千葉豪雨により損壊した工作物、がれき等で、早急に解体・撤去をしなければ人的被害又は物的被害を引き起こすおそれがあるもの又は生活環境保全上支障があり、損壊建築物の地上部分の解体と一体的に解体・撤去が行われるものをいう。
- (4) 被災民有地 個人が所有する千葉市内に存する土地（損壊家屋等が存するもの（損壊家屋等が流失したものを含む。）に限る。）で、災害廃棄物等が流入し、又は漂着した状態にあるものをいう。
- (5) 災害廃棄物等 令和8年8月千葉豪雨によって損壊し、又は変質し、本来の用をなさなくなったことにより廃棄することを余儀なくされた物又は当該物と土砂、流木、岩石、津波堆積物その他自然由来の物質が渾然一体となったものをいう。

(費用償還の対象)

第3条 この要綱に基づく費用償還の対象となる自費解体・撤去は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 当該損壊家屋等の所有者（所有者が死亡しているときは、相続人その他の一般承継人）又はその委任を受けた者等（以下「所有者等」という。）と自費解体・撤去を行う者（以下「解体業者等」という。）との契約が令和8年8月13日（以下「基準日」という。）から令和8年12月28日までに締結されたもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(自費解体・撤去の対象物)

第4条 この要綱に基づく解体の対象となる物は、損壊家屋等とする。

- 2 この要綱に基づく撤去の対象となる物は、損壊家屋等及び被災民有地内に流入し、又は漂着した災害廃棄物等とする。
- 3 損壊家屋等を改修するための解体、その他の当該損壊家屋等の一部の自費解体・撤去は、費用償還の対象としない。

(対象者)

第5条 費用償還を受けられる者は、第3条に該当する自費解体・撤去を行った所有者等とする。

(償還金の額)

第6条 費用償還の金額は、第4条各項に規定する自費解体・撤去の対象物のうち費用償還の対象とすべき項目の合計金額と、市が定める基準に基づき積算した金額の合計との、いずれか少ない金額とする。

(申請)

第7条 費用償還を希望する所有者等（以下「申請者」という。）は、解体業者等と契約締結前に自費解体・撤去に係る費用等について、市が設置する相談窓口にご相談するものとする。

2 申請者は、自費解体・撤去に要する費用の償還申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、運転免許証、旅券又は個人番号カードその他申請者又は委任者の本人確認ができる書類の原本を提示する場合は、第1号又は第8号の表1の項ウに掲げる書類を除く。

- (1) 運転免許証、旅券又は個人番号カードその他申請者の本人確認ができる書類の写し
- (2) 罹災証明書（被害の程度が全壊と証明されたもの）の写し
- (3) 固定資産税関係証明書（被災家屋が未登記の場合）
- (4) 損壊家屋等の建物配置図（様式第2号）及び状況写真（様式第3号）で、次に掲げるもの
 - ア 損壊家屋等の全景その他の自費解体・撤去の対象物が特定できるもの
 - イ 損壊家屋等に係る解体・撤去作業の施工前、施工中及び施工後の過程が分かるもの
- (5) 自費解体・撤去に係る見積書（内訳書（様式第9号）を含む）及び契約書の写し
- (6) 領収書その他自費解体・撤去に要する費用を支払ったことを証する書類の写し
- (7) 自費解体・撤去に係るマニフェスト（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の3又は同法第12条の5に規定する産業廃棄物管理票をいう。）の写し
- (8) 次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の右欄に掲げる書類

区分	書類
1 代理人が申請手続きをする場合	次のアからウまでに掲げる書類 ア 委任状（様式第4号。原則として委任者の実印を押印。） イ 印鑑登録証明書（申請日前3か月以内に発行されたもの） ウ 運転免許証、旅券又は個人番号カードその他代理人の本人確認ができる書類の写し
2 損壊家屋等が共有である場合	申請者を除く共有者全員に係る次のア及びイに掲げる書類 ア 自費解体・撤去に要する費用の償還に係る同意書（様式第10号。原則として同意者の実印を押印。） イ 印鑑登録証明書（申請日前3か月以内に発行されたもの）
3 賃貸物件の所有者が申請する場合	申請者を除く賃借人全員に係る次のア及びイに掲げる書類 ア 自費解体・撤去に要する費用の償還に係る同意書（様式第10号。原則として同意者の実印を押印。） イ 印鑑登録証明書（申請日前3か月以内に発行されたもの）
4 所有権について差押え、仮差押え、担保権又は処分禁止の登記がある損壊建築物の所有者が申請を行う場合	差押え、仮差押え、担保権又は処分禁止の登記に係る債権者全員に係る次のア及びイに掲げる書類 ア 自費解体・撤去に要する費用の償還に係る同意書（様式第10号。原則として同意者の実印を押印。） イ 印鑑登録証明書（申請日前3か月以内に発行されたもの）
5 所有者が死亡している場合において、損壊建築物を相続する相続人が申請を行う場合	次のアからエまでに掲げる書類。ただし、所有者の相続人が1人であるときは、イからエまでに掲げる書類を除く。 ア 所有者の死亡を証する書類（除籍謄本、戸籍謄本、死亡検案書等） イ 相続人の全員に係る登録印が押印された遺産分割協議書の写し

	ウ 相続人全員分の印鑑登録証明書（申請日前3か月以内に発行されたもの） エ 相続人全員分の戸籍謄本（所有者の除籍謄本等と重複する部分は不要とする。）
6 所有者が死亡している場合において、損壊建築物を相続する相続人が決まっていない場合	次のアからエまでに掲げる書類 ア 所有者の死亡を証する書類（除籍謄本、戸籍謄本、死亡検案書等） イ 共同相続人の全員（申請者を除く。）に係る自費解体・撤去に要する費用の償還に係る同意書（様式第10号）（同意者の実印を押印） ウ 相続人全員分（申請者を除く。）の印鑑登録証明書（申請日前3か月以内に発行されたもの） エ 相続人全員分の戸籍謄本（所有者の除籍謄本等と重複する部分は不要とする。）

(9) 前号の表に掲げる委任状又は同意書に委任者又は同意者が自署し、その者の本人確認書類の写しを添付する場合は、委任状又は同意書への実印の押印及び印鑑登録証明書の添付を省略することができる。

(10) 第8号の表2の項、3の項、4の項及び6の項の左欄の区分に該当する場合であり、かつ同表右欄で定める全員からの同意書を取得することが困難であると認められる場合において申請者から宣誓書（様式第11号）の提出があった場合は、第8号の表2の項、3の項、4の項及び6の項の右欄に掲げる書類（表6の項アの書類を除く）の添付を省略することができる。

(11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 前項各号に掲げる書類（第1号、第2号、第5号から第7号、第8号の表1の項ウ及び第8号の表5の項イを除く）は、特段の事情がある場合を除き、基準日以降に作成された原本を提出するものとする。

4 第2項の規定による申請の受付期間は、この要綱の施行日から令和8年12月28日までとする。

（審査等）

第8条 市長は、前条第2項の規定による申請書等の提出があった場合は、その内容を審査し、当該申請に係る費用償還の決定及び償還金額の確定をしたときは、申請者に対し、自費解体・撤去に関する償還金交付決定通知書（様式第5号）によりその旨を通知するものとする。

2 市長は、申請書等の内容の審査の結果、費用償還が不適当と決定したときは、申請者に対し、自費解体・撤去に関する償還金不交付決定通知書（様式第6号）により、費用償還をしない旨を通知するものとする。

3 市長は、申請書等の内容の審査のため必要があるときは、現地調査その他必要な調査を行うものとする。

（償還金の交付請求等）

第9条 前条第1項の規定による費用償還の決定及び償還金額の確定に係る通知を受けた者は、速やかに次の各号に掲げる書類を市長に提出するものとする。

(1) 自費解体・撤去に関する償還金交付請求書兼口座振込依頼書（様式第7号）

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（費用償還決定の取消し等）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、費用償還の決定を取り消すとともに自費解体・撤去に関する費用償還取消通知書（様式第8号）により通知する。既に交付された償還金があるときは、費用償還を受けた者に対し、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 虚偽の申請又は不正な手段によって不当に償還を受けようとし、又は受けたことが明らかになったとき。

(3) 前号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めたとき。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年9月8日から施行する。